別表第８　学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
１　大学卒	一　博士課程修了	（１）学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学院博士課程の修了 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二　修士課程修了	（１）学校教育法による大学院修士課程の修了 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三　大学６卒	（１）学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第５３条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限６年のものに限る。）の卒業 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四　大学専攻科卒	（１）学校教育法による４年制の大学の専攻科の卒業 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五　大学４卒	（１）学校教育法による４年制の大学の卒業 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
２　短大卒	一　短大３卒	（１）学校教育法による３年制の短期大学の卒業 （２）学校教育法による２年制の短期大学の専攻科の卒業 （３）学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 （４）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二　短大２卒	（１）学校教育法による２年制の短期大学の卒業 （２）学校教育法による高等専門学校の卒業 （３）学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（２年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 （４）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
３　高校卒	一　高校専攻科卒	（１）学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二　高校３卒	（１）学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三　高校２卒	（１）保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
４　中学卒	中　学　卒	（１）学校教育法による中学校又は特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

備考

この表の「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、旧保健婦助産婦看護婦法第２２条第１号又は第２号に規定する准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。